

2011年10月11日

2011年版『ケアマネジャー試験対策テキスト』お詫びと訂正

『ケアマネジャー試験対策テキスト』をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
『ケアマネジャー試験対策テキスト』におきまして、誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり、訂正させていただきます。

日本医療企画

2011年版既出問題パーフェクト解説

該当箇所		誤	正
p5 「3 解答免除」	・ 資格種別「3 福祉士系」 ・ 出題範囲「B 保健医療サービスの知識等 基礎」	免除	受験
p 29 設問 1	解説④	～ <u>222</u> 万人増加している。	～ <u>251</u> 万人増加している。
p 31 設問 3	解説⑤	～総数 4,690 <u>万人</u> のうち、要介護 5 の認定を受けた者は 515 <u>万人</u> である。	～総数 4,690 <u>千人</u> のうち、要介護 5 の認定を受けた者は 515 <u>千人</u> である。
p 45 設問 1 8	解説①	財政安定化基金は国、都道府県および <u>市町村</u> （一般会計）	財政安定化基金は国、都道府県および <u>市町村</u> （第 1 号被保険者の保険料）
p 129 設問 8 9	解説②	右記に差し替え	×②介護保険事業にかかる事務に要する費用（事務費）については、全額が各市町村の一般財源で賄われ、被保険者の保険料で賄われるものではない。
p 335 設問 1 6	解説③	脳細胞の委縮（脳室の <u>拡大</u> 、脳溝の <u>縮小</u> ）	脳細胞の委縮（脳室の <u>拡大</u> 、脳溝の <u>拡大</u> ）

2011年版完全対策問題400

該当箇所		誤	正
p5 「3 解答免除」	・ 資格種別「3 福祉士系」 ・ 出題範囲「B 保健医療サービスの知識等 基礎」	免除	受験
p 29 問題 3	解説③	○③ 設問のとおり。特別養護老人ホームの開設者として、社会医療法人の指定申請を認める。 正解②、③、⑤	×③ 本設問は、平成23年4月提出の「介護保険法等の一部を改正する法律（案）」では社会福祉法人に開設を認める旨の条文を予定していたため「○（正しい）」ものとして作成しました。しかし、その後の国会の決議により、この「社会福祉法人を特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの開設者として認める」旨の条文が削除（＝認めない）とされました。そして2011（平成23）年6月15日「介護保険法の一部改正法」が成立したため、本試験における解釈としては「×（誤り）」という取り扱いとします。 正解②、⑤
p 93 問題 6 7	解説⑤	×⑤ 短期入所療養介護と同様に介護予防短期入所療養介護も、要支援者は日帰りの利用が可能であり、特定介護予防短期入所療養介護費を算定する。 正解①、②、③	○ ⑤短期入所療養介護と異なり、介護予防短期入所療養介護には特定介護予防短期入所療養介護費という介護報酬の設定がないため、要支援者の「日帰り利用」は認められていないと解釈します。 正解①、②、③、⑤

完全対策問題 400 巻末模擬試験 問題 6-③について

③区分変更が行われた要介護および要支援の認定の有効期間は、原則として12か月とする。

○ ③設問のとおり

本年度用模擬試験としての本問作成は、最新情報に基づき作成し、2011（平成23）年4月1日施行の「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年度厚生労働省令第20号）により、

1）区分変更認定の有効期間と、2）更新認定において「要支援→要介護、要介護→要支援」の変更認定が行われた場合の認定の有効期間は、いずれも従前の6か月から12か月を基本とすることとなりましたことを受けて作成していますので、③は「○（正しい）」ということとなります。

本年度受験時点での事務取り扱いですので、上記のとおりご理解下さい。

